

第 25 回延岡市農業委員会会議録

(令和 7 年 7 月 28 日)

1. 開催日時 令和7年7月28日（月）午前9時30分から
2. 開催場所 本庁舎 2階 講堂
3. 出席委員 15 名

出席委員

番号	氏 名	番号	氏 名	番号	氏 名
1	甲 斐 壽 徳	2	佐 藤 純 子	3	花 畑 志 良 一
4	片 伯 部 隆	5	菊 池 光 雄	6	小 西 吉 寿
7	中 村 み え	8	須 藤 寛 之	9	貫 藍
10	松 下 康 廣	11		12	
13	高 橋 利 喜 哉	14		15	牧 野 博 文
16	安 藤 重 徳	17		18	松 田 宗 史
19	矢 野 光 一				

4. 欠席委員 4 名

5. 出席 農地利用最適化推進委員 21 名

出席委員

番号	氏 名	番号	氏 名	番号	氏 名
1	甲 斐 孝	2	甲 斐 充 伸	3	久 富 喜 良
4	吉 田 嘉	5	松 田 純 二	6	黒 田 啓 睦
7	佐 藤 隆 美	8		9	酒 井 渡
10	甲 斐 秀 雄	11	横 山 博 章	12	山 内 憲 次
13	岩 切 伸 行	14	甲 斐 正 太 郎	15	甲 斐 詳 三
16	甲 斐 一 太 郎	17	田 口 誠	18	松 原 学
19	戸 高 久 文	20		21	甲 斐 昭 浩
22	黒 田 五 司	23	岩 佐 美 基		

6. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案 第80号 農地法第3条 所有権の移転について
議案 第81号 農地法第5条の許可申請について
議案 第82号 非農地証明願について
議案 第83号 あっせん委員の指名について

報告 第84号 農地法第5条の届出について
報告 第85号 農地法第18条第6項の通知について
報告 第86号 農地法第3条の3第1項の届出について

協議 第40号 農用地利用集積等促進計画（案）について
協議 第41号 延岡市農業委員会農地パトロール（利用状況調査）実施要領（案）
について

その他

7. 農業委員会事務局等職員

役 職	氏 名	役 職	氏 名	役 職	氏 名
局 長	太 田 康 晶	局長補佐兼 農地係長	佐 藤 友 美	農政係長	久 世 美 保
		農 地 係 主任主事	清 田 則 生	農 政 係 総括主任	
北方産業建設課	河 野 泰 智	北浦産業建設課 専門主事	木 野 宮 雅 敬	北川産業建設課 主事	甲 斐 健 太

8. 会議の概要

9：30 開会 事 務 局	定刻となりましたので、会長お願いいたします。
議 長	皆さん、おはようございます。 それでは、ただ今から第 25 回 延岡市農業委員会総会を開催いたします。まず始めに事務局より出席確認の報告をお願いいたします。
事 務 局	はい。本日は委員総数 19 名中 15 名の出席でございます。 よって、農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項の規定により過半数に達していますので、本会が有効に成立していることを報告いたします。
議 長	本日の議事録署名委員は、委員番号 10 番、松下康廣委員と委員番号 19 番、矢野光一委員のお二人にお願いしたいと思います。 本日の予定ですが、議案第 80 号 農地法第 3 条 所有権の移転についてから、議案第 83 号 あっせん委員の指名についてまでの議案 4 件、報告案件 3 件、協議案件 2 件となっています。 また、総会後にタブレットの操作研修を行いますのでよろしく願います。
議 長	それでは、議案第 80 号 農地法第 3 条 所有権の移転について提案いたします。 整理番号 1 番について、佐藤隆美農地利用最適化推進委員より説明をお願いいたします。
佐 藤（隆） 推 進 委 員	推進委員の佐藤です。整理番号 1 番についてご説明いたします。農地の所在は野田町、地目は田、面積は 957 m²です。譲渡人は日向市在住の方、譲受人は野田 3 丁目在住の方です。理由は経営規模拡大です。 7 月 26 日に、甲斐会長と私で現地調査を行いました。田んぼの方は米を植えてまして、地域との調和要件も何ら問題ないと判断いたしました。譲受人も今までどおり米を作るということを電話で聞いております。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議 長	次に、整理番号 2 番から整理番号 5 番について、委員番号 3 番、花畑志良一委員より説明をお願いいたします。
花 畑 委 員	委員番号 3 番の花畑です。整理番号 2 番から 5 番についてご説明いたします。この案件は、北方町早日渡にあるお寺さんの駐車場になった部分の交換農地の取得になります。これは一つの筆を 4 つに分筆しまして各自に譲り渡すという案件です。農地の所在は全て北方町早日渡で、譲渡人譲受人全て北方町早日渡在住の方です。 分筆の内の 1 筆整理番号 2 番は、地目は田、面積は 115 m²です。これは道路から田んぼに入るのに段があるので、その乗り入れ部分になります。 残りの 3 つの筆、整理番号 3 番の地目は田、面積は 355 m²と整理番号 4 番の地目は田、面積は 325 m²と整理番号 5 番の地目は田、面積は 956 m²がお寺さんの駐車場になった分の交換農地になります。 7 月 23 日に、私と甲斐一太郎推進委員と耕作者の代表の方の 3 人で現地調査を行いました。現在も米を植えてありまして、地域との調和要件も何ら問題ないと判断いたしました。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。
議 長	次に、整理番号 6 番から整理番号 7 番について、委員番号 5 番、菊池光雄委員より説明をお願いいたします。
菊 池 委 員	委員番号 5 番の菊池です。まず整理番号 6 番についてご説明いたします。農地の所在は北方町曾木の 4 筆で、地目が畑 1 筆の面積 456 m²と地目が田 3 筆の計 1,229 m²合わせて 1,685 m²です。譲渡人は伊達町 3 丁目在住の方で、譲受人は大貫町 6 丁目在住の方です。理由は経営規模拡大です。 7 月 24 日に、私と甲斐正太郎推進委員と譲受人の 3 人で現地調査を行いました。この案件は、譲渡人が子供さんがいなくて後どうなるか分からないので、譲受人の方に相談をして成立したものであります。地域との調和要件も何ら問題ないと判断いたしました。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。 続きまして整理番号 7 番についてご説明いたします。農地の所在は北方町曾木の 2 筆で、地目が畑 1 筆の面積 113 m²と地目が田 1 筆の面積 2,607 m²の計 2,720 m²です。譲渡人は北方町曾木地区在住の方で、譲受人は大貫町 6 丁目在住の整理番号 6 番と同じ方です。理由は経営規模拡大です。 整理番号 6 番と同じ日に同じ 3 人で現地調査を行いました。この案件も譲渡人が歳をとって後どうなるか分からないからということで、譲受人に話を持って行ってまとまったようであります。地域との調和要件も何ら問題ないと判断いたしました。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議 長	次に、整理番号 8 番から整理番号 10 番について、委員番号 8 番、須藤寛之委員より説明をお願いいたします。
須 藤 委 員	委員番号 8 番の須藤です。整理番号 8 番 9 番 10 番についてご説明いたします。この 3 件は、同一譲渡人の農地を譲受人 3 人が分割して取得したいとの内容であるため、同時に説明させていただきます。この案件の譲渡人譲受人全て北川町川内名在住の方です。農地の所在は何れも北川町川内名です。 整理番号 8 番は地目が畑の 3 筆で面積計 961 m²、整理番号 9 番は地目が田 630 m²と畑 489 m²で面積計 1,119 m²、整理番号 10 番は地目が畑で面積 697 m²です。譲渡人が高齢のため農地を手放したいとの話があり、同地区の経営規模拡大の考えのある 3 人が購入を決めたとのことです。 7 月 26 日に、私と譲受人 3 人で現地調査を行いました。池内米生推進委員は現在入院中のため同行できませんでしたので、私 1 人である旨を事務局に了承を得て行いました。何れも田畑にはしきみが栽培されており、譲受人はこのまま継続していくとのことです。この 3 人は経験も豊富で同地区のしきみ栽培の中心的存在であり、特に問題はないと思いますので、皆様のご審議をよろしくお願いいたします。
議 長	次に、整理番号 11 番から整理番号 14 番について、委員番号 13 番、高橋利喜哉委員より説明をお願いいたします。
高 橋 委 員	委員番号 13 番の高橋です。整理番号 11 番と 12 番についてご説明いたします。先月の総会の議案第 79 号のあっせんの当該の田筆です。農地の所在は整理番号 11 番が沖田町、地目は田で 1,018 m²、整理番号 12 番が片田町、地目は田で 994 m²です。譲渡人譲受人共に平原町 2 丁目在住の方です。譲受人 2 人は兄弟だそうです。 7 月 19 日に、私と山内憲次推進委員で譲受人立会いの下現地調査を行いました。現在は譲受人の知り合いが水稻を耕作していますが、来年からは両方共譲受人が水稻を耕作するとのことです。地域との調和要件も何ら問題ないと思われます。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。 次に整理番号 13 番です。農地の所在は片田町、地目は畑、面積は 105 m²、理由は経営規模拡大です。譲渡人は片田町在住、譲受人は伊形町在住の方です。 7 月 19 日に、私と山内憲次推進委員と譲受人立会いの下現地調査を行いました。譲受人は、親と兄弟とで和牛の肥育と繁殖をやっております。

議 長	将来は周囲の畑も購入して牛舎からの作業道路を作って、牧草地を作りたいとのことです。地域との調和要件も何ら問題ないと思われます。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。 続きまして整理番号 14 番です。農地の所在は下伊形町、地目は田、面積は 257 m²です。譲渡人譲受人共に下伊形町在住の方です。理由は経営規模拡大です。譲受人の父親が使用していた田んぼで息子さんが取得したいということで、話がまとまったそうです。 7 月 19 日に、私と岩切伸行推進委員と譲受人代理人の司法書士立会いの下現地調査を行いました。この田んぼの現況は湿田で、周囲は獣害等で、到底耕作出来るような田んぼではありません。譲受人は農業委員会に改良をいろいろ相談してから、将来は椎茸を栽培したいとのことです。地域との調和要件も何ら問題ないと思われます。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。
松 田 委 員	次に、整理番号 15 番について、委員番号 18 番、松田宗史委員より説明をお願いいたします。 委員番号 18 番の松田です。整理番号 15 番についてご説明いたします。農地の所在は舞野町で、地目は畑、面積は 204 m²です。譲渡人は櫛津町在住の方で、譲受人は舞野町在住の方です。 7 月 25 日に、私と松田成歳推進委員と譲渡人の兄弟の方と現地調査を行いました。譲渡人は譲受人の叔母さんになりますので、贈与という形で譲り受けるということです。現地は 2 畝で果樹が 5、6 本植えてありました。地域との調和要件も何ら問題ないと思われます。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。
議 長 矢 野 委 員	次に、整理番号 16 番について、委員番号 19 番、矢野光一委員より説明をお願いいたします。 委員番号 19 番の矢野です。整理番号 16 番についてご説明いたします。農地の所在は二ツ島町で、地目が田 1 筆で面積 76 m²と畑 3 筆で面積 1,684 m²の合計 1,760 m²です。譲渡人は宮崎市在住の方で、譲受人は出北 1 丁目在住の方です。譲受人の経営状況は 15,640 m²、労力人は 1 人、理由は経営規模拡大です。 7 月 24 日に、私と甲斐充伸推進委員と譲受人の 3 人で現地調査を行いました。譲受人は以前より譲渡人の農地を維持管理しており、今後じゃが芋やさつま芋等を作付けするために、この農地を購入したいとのことでし

		た。又地域との調和要件については問題ありませんでした。譲受人は農業に対する意欲は十分であり、特に問題ないと思いますので、皆様のご審議をよろしくお願いいたします。
議 事 務 局	長	次に、判断根拠の説明を事務局よりお願いいたします。
		はい。それでは事務局より判断根拠をご説明いたします。配布しています農地法第3条調査書の1ページから16ページをご覧ください。調査書の農地法第3条第2項第1号から第5号までは事前に事務局の方で調査済みで問題ありませんでした。また、第6号につきましては、ただ今、各委員から現地調査の結果報告がありましたが、地域との調和要件など問題ないとの事なので、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。以上でございます。
議 長		ただ今、説明が終わりました。ここで審議をお願いいたします。何かご意見、ご質問はございませんか。
議 長		何かございませんか。
委 員		異議なし。
議 長		異議なしという事なので採決に入ります。承認される方は挙手をお願いいたします。
委 員		(挙手)
議 長		ありがとうございます。全員一致でございますので、承認いたします。
議 長		続きまして、議案第81号 農地法第5条の許可申請について提案いたします。この案件は県に進達する分です。
		それでは、整理番号1番について、松田純二農地利用最適化推進委員より説明をお願いいたします。
松 田 (純) 推 進 委 員		遠田委員が欠席のため、推進委員の松田が整理番号1番についてご説明いたします。農地の所在は桑平町、地目は畑、地積は17㎡です。譲渡人譲

	受人共に桑平町在住の方です。二人は隣同士で、譲受人が家に車で入って行く時に道が狭いので、畑を 90 cm幅で譲って欲しいとの話があったそうです。理由は進入路拡幅です。この案件は事務局の方から地積が 17 m²と小さいために現地確認は不要であるが、報告は必要とのことで、7月27日農地パトロールの途中に譲受人を訪問しました。譲受人が不在でしたので、譲渡人を訪問し話をお伺いした次第です。この畑との境はコンクリートブロックを建てて、畑に影響のないようにするとのことなので、農地への支障はないと思われます。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。
議 長	次に、整理番号2番について、委員番号15番、牧野博文委員より説明をお願いいたします。
牧 野 委 員	委員番号15番の牧野です。整理番号2番についてご説明いたします。農地の所在は下三輪町、地目は畑、地積は302 m²です。譲渡人は下三輪町在住の方で、譲受人は野地町4丁目在住の方で親子の関係です。7ページの地図の2番を見てもらうと分かりますが、下三輪町の大体真ん中あたりで、養魚場の左側になります。 7月23日に、私と甲斐秀雄推進委員と事務局2人と振興局と譲渡人の代理の行政書士の方6人で現地調査を行いました。この土地はこの地図の斜線部分の南側に家が建ってまして、50年以上前に譲渡人が親族の方に家を造って渡していたようで、今回この建物を含めて撤去しまして、新しく譲受人の方が家を造るとの話でした。地域との調和要件も何ら問題ないと判断いたしましたので、皆様のご審議をよろしくお願いいたします。
議 長	それでは、「農地区分」について、事務局より説明をお願いいたします。
事 務 局	はい。農地区分につきましてご説明いたします。 整理番号1番につきましては、桑平町の北部に位置する農地となります。周辺にはある程度の農地の集団はありますが、10ha以下の農地の広がりである生産性の低い第2種農地となります。有害鳥獣用のワイヤーメッシュ柵を農地所有者が設置したところ、申請者への宅地への進入路が狭くなり車が通行困難となったことから進入路を拡幅したいとの事で申請に至ったものです。 以上の事から日常生活上必要な施設として、既存施設の拡張1/2以下の例外規定に該当することから立地基準に問題ないと判断いたしました。 また、一般基準につきましては、周辺農地に係る営農条件への支障はなく許可相当と判断いたしました。

	整理番号 2 番につきましては、周辺に 10ha 以上の農地の広がる生産性の高い第 1 種農地となります。 今回、地元の農家の息子夫婦が一般住宅を建築したいとして、築 50 年以上の住宅を解体し新築しようとしたところ農地である事が判明したもので申請に至ったものです。 周辺には民家が立ち並び、宅地に挟まれている事から、集落接続の例外規定に該当し、日常生活上必要な施設として立地基準に問題ないと判断いたしました。 また、一般基準につきましては、資力や実現性、面積も妥当であり、周辺農地に係る営農条件への支障はなく許可相当と判断いたしました。 以上、ご審議をよろしくお願いいたします。
議 長	ただ今、説明が終わりました。ここで審議をお願いいたします。何かご意見、ご質問はございませんか。
議 長	何かございませんか。
委 員	異議なし。
議 長	異議なしという事なので、この許可申請につきましては県に進達いたします。
議 長	続きまして、議案第 82 号 非農地証明願いについて提案いたします。 整理番号 1 番について、委員番号 18 番、松田宗史委員より説明をお願いいたします。
松 田 委 員	委員番号 18 番の松田です。整理番号 1 番についてご説明いたします。農地の所在は行徳町、地目は畑、地積は 152 m²です。 7 月 25 日に、私と松田成歳推進委員と農地部の酒井渡推進委員と申請人の方とで現地調査を行いました。お手元の写真の上から 3 番目の写真を見てもらうと分かると思いますが、この見えてる道路を拡張した時に残った残地ですね、ここが畑になってますが、現況は山です。本人のお母さんがこれを昔耕してたということですのでけれども、本人は農業を全然やってなくて、完全に耕作放棄地として藪になっておりました。今後も畑に戻せるような状態ではないと判断いたしましたので、皆様のご審議をよろしくお

		願いいたします。
議	長	ただ今、説明が終わりました。ここで審議をお願いいたします。何かご意見、ご質問はございませんか。
議	長	何かございませんか。
委	員	異議なし。
議	長	異議なしという事なので採決に入ります。承認される方は挙手をお願いいたします。
委	員	(挙手)
議	長	ありがとうございます。全員一致でございますので、承認いたします。
議	長	続きまして、議案第 83 号、農地あっせん委員の指名について提案いたします。申出の理由としましては、無鹿町の農地計 2 筆の売却ということになっております。 今回のあっせん委員の指名につきましては、事務局と協議した結果、委員番号 9 番、貫藍委員と、吉田嘉農地利用最適化推進委員を指名したいと思いますが、何かご意見、ご質問はございませんか。
議	長	何かございませんか。
委	員	異議なし。
議	長	異議なしという事なので採決に入ります。承認される方は挙手をお願いいたします。
委	員	(挙手)
議	長	ありがとうございます。全員一致でございますので、承認いたします。指名された委員の方はよろしくをお願いいたします。
議	長	以上で議案の審議は終了します。引き続き報告事項について事務局より

事務局	お願いいたします。 それでは、事務局より報告事項についてご説明いたします。 はじめに、報告第 84 号、農地法第 5 条の届出についてご説明いたします。この報告は権利の移動を伴った農地転用になります。 議案書の 15～16 ページに記載しておりますが、7 件の届出があり、田が 3 筆の 643 m²、畑が 6 筆の 1,046 m²、計 9 筆の 1,689 m²の転用となっております。 次に、報告第 85 号、農地法第 18 条第 6 項の通知についてご説明いたします。この報告は権利設定の合意解約分です。 議案書の 18 ページに記載しておりますが、2 件の届出があり、田 2 筆のみの 1,475 m²の合意解約となっております。 次に、報告第 86 号、農地法第 3 条の 3 第 1 項の届出についてご説明いたします。この報告は相続等により農地の権利を取得したものです。 議案書の 20 ページから 22 ページをご覧ください。今回 9 件の届出があり、田が 33 筆の 15,994 m²、畑が 32 筆の 8,892.61 m²、計 65 筆の 24,886.61 m²となっております。 なお、内容につきましては議案書に記載したとおりですが、現況が農地以外となっている土地につきましては不受理とし、文書等で指導していきたいと考えております。 以上でございます。
議長	ただ今、事務局より報告がありましたが、報告内容について、ご質問はございませんか。
委員	ありません。
議長	無いようなので報告を終わります。
議長	次に協議第 40 号 農用地利用集積等促進計画（案）について、事務局よりご説明をお願いいたします。
事務局	こちらは、農地中間管理権の設定分についての集積等促進計画となります。

		議案書の 24 ページになりますが、整理番号 1 番から 3 番が下南方地区、の促進計画となっております。 次に、議案書 25 ページが耕作者変更の促進計画となっており、整理番号 1 番から 5 番が沖田地区の促進計画となっております。 今回の促進計画では、24 ページの表下にあるとおり 1 人の出し手から 3 筆、611 m²の農地を個人 1 人に配分しますとともに、耕作者変更については 25 ページの表下にあるとおり 1 人の出し手から 5 筆、3,087 m²の農地を個人 1 人に配分する計画となっております 以上で説明を終わります。
議	長	ただ今、事務局より説明がありましたが、説明内容についてご質問はございませんか。
委	員	ありません。
議	長	質問も無いようですので、本件につきましては承認されたものといいたします。
議	長	次に協議第 41 号 延岡市農業委員会農地パトロール（利用状況調査）実施要領（案）について、事務局より説明をお願いいたします。
事	務	延岡市農業委員会農地パトロール（利用状況調査）実施要領についてご説明いたします。
局		まず、第 4 条に“利用状況調査の実施にあたっては、参加者を集めた「利用状況調査推進会議」を開催し、趣旨や実施方法等についての意思統一を図って実施する。”となっていますので、利用状況調査推進会議として会議を進めていきたいと思います。 第 1 条、農業委員会は農地の公的管理主体として、食料の生産基盤である優良農地の確保と有効利用の促進を図っていくことが求められています。このため、農地パトロールを実施し、遊休農地の実態把握と発生防止・解消、農地の違反転用発生防止対策等について重点的に取り組みます。なお、農地パトロールによる農地の利用状況の確認については、農地法第 30 条の利用状況調査として行うこととします。 第 2 条、農地パトロールの実施時期は 8 月から 10 月までとなっておりますので、10 月の総会がある時までには必ず調査票の提出をお願いします。 第 3 条、農地パトロール（利用状況調査）は、全ての農地が対象となっ

ていますので、担当地区の全ての農地を回ってください。一応皆さんに遊休農地の調査票を渡しますが、担当地区でそれ以外の農地がある所についても活動として全部回ってもらうことになります。

第5条、農地パトロールを実施する際の調査票は、農業委員さんの方に入れてあります。新たに発見された農地の調査票しかない委員さんにつきましては、担当の農業委員さん又は推進委員さんに調査票をもらってください。

第6条につきましては、事務局のこととなりますので割愛します。

第7条、事前に利用状況調査を実施する旨を市やJAの広報誌でも通知するということで、延岡市の広報では今月掲載、JAもそのような形になります。

第8条、連絡・調整については、宮崎県農業会議及び宮崎県との緊密な連携・調整を図ります。

第9条、その他、この要領に定めるもののほか、必要な事項は会長が定めます。

この要領は、令和7年7月28日から施行します。

皆さんのお手元にいろいろ資料をお配りしています中で、先ずお願いと変更事項です。

利用状況調査をする時は、名札や身分証明書を携帯するようにしてください。それと別紙カラーの熱中症対策の強化についてとありますが、利用状況調査が8月～10月と熱中症を生ずるおそれのある期間の作業と考えられますので、

- ・農業委員と推進委員の2人でパトロールをする。
- ・1回あたりのパトロールの時間を短くする。
- ・実施時間帯を日中から夕方に変更する。
- ・水分や塩分を定期的に摂る。
- ・体調の悪い時は実施しない。

等の熱中症対策をして、熱中症にならないように気を付けて実施して頂くようにお願いします。

あと、調査票が一部変更となっております、以前は調査日が調査した月となっていました、今回からは調査した月日を必ず記入するようにしてください。土地の所有者の名前と住所は個人情報となっておりますので、今回から削除しています。何か必要ということであれば、事務局の方にご連絡いただければと思います。新たに発見された遊休農地につきましても同じです。

次に、調査票の記入の仕方についてです。調査票の現況1と現況2が1番から6番で両方同じ番号の場合は、現況1の方だけ記入して頂き、どちらかが違う番号の場合は、其々に記入して頂き、どちらかが7の場合だけ

		は、必ずその他現況に事由を記入して頂くというようにしてください。 調査票で耕作されている（解消されている）農地がありましたら、区分の所は空白にして、解消分類の2（農地中間管理機構への貸付け）と3（転用）は事務局でないと確実には分らないと思いますので、1（営農再開）に記入して頂き、もし転用されているような所であった場合は、その他現況にその旨事由を記入して頂くというようにしてください。 それと区分ですが、荒廃農地区分1は、草刈り等により直ちに耕作することが可能となる農地、荒廃農地区分2は、草刈り等により直ちに耕作することはできないが、基盤整備等の条件整備により再生可能となる農地になります。この区分2は、区分5の再生困難な農地と微妙に近いところがありますので、区分2と5は気を付けて記入して頂きたいと思います。ただ区分5については完全に山林になっているとか原野化しているとかになります。区分3（2号遊休農地区分）と区分4（耕作者が不在又は不在となる恐れのある農地）につきましては、実際分らないと思いますので記入しないでください。ここは1・2・5・耕作されている農地の空白の4種類で記入をしてください。 以上で説明を終わります。
議	長	ただ今、事務局より説明がありましたが、説明内容についてご質問はございませんか？
議	長	吉田推進委員。
吉 推 進 委 員	田	推進委員の吉田です。去年調査中に溝にはまって怪我をして病院にも行ったんですが、その際報告はいるのでしょうか。
事 務 局		はい。皆さん保険に入ってもらっていますので、先ず事務局に連絡して頂くようにお願いします。3条等で現地調査に行かれる際も同じです。
吉 推 進 委 員 議	田 長	わかりました。ありがとうございます。 とにかく、分からないことがあれば、事務局に連絡をして記入するようになしてください。その方が間違いないと思います。
事 務 局		付け加えますが、旧延岡市内については、一般以外は地図は入れておりません。タブレット研修が今からありますので、タブレットでして頂くように考えております。

議	長	農地パトロールの件で何かありましたら、後のタブレット研修の時にでも出してください。他ございませんか。
委	員	ありません。
議	長	それでは質問も無いようですので、本件につきましては承認されたものといたします。
議	長	では、その他となっております。事務局より連絡事項についてお願いいたします。
事 務 局		(事務局説明)
議	長	以上を持ちまして第 25 回、延岡市農業委員会総会のすべてを終了いたします。

会長 甲斐 壽 徳

10 番 松 下 康 廣

19 番 矢 野 光 一